

# 令和8年度 魚津市行政経営方針

少子高齢化の急速な進行、若年人口の減少による人口構造の変化、長期化する物価高騰は、市民生活や地域経済に大きな影響を与えています。また、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、防災・減災対策の更なる強化が求められています。

一方で、AIなど先進的技術によるデジタル社会の推進に向けた取組や、地球温暖化対策としてゼロカーボンを目指す取組が推進されるなど、社会情勢は急速に変化しており、迅速で柔軟な対応が求められています。

このような中、本市では財政健全化に取り組みつつ、保育料の無償化や魚津市室内温水プール「とびUO！プール」のオープン、魚津駅前広場の整備やオンデマンド交通の本格運行に向けた取組など、住みやすいまち・住み続けたいまちの実現に向け、各事業を進めています。

今後も、社会の変化を捉え、直面する課題に的確に対応するため、将来にわたり健全な財政基盤を堅持し、公共サービスの向上と柔軟で効率的・効果的な行財政運営に努めます。

また、県内で唯一の水族館をはじめ、歴史的な価値のある米倉や松倉城跡など、本市独自の魅力ある地域資源を活かすとともに、様々な課題に対し、市民や関係団体等との協力や役割分担による協働と連携を推進したまちづくりをさらに進めていく必要があります。

人口減少時代に突入している中、本市の人口は、昭和60（1985）年の49,825人（国勢調査）をピークに減少が続き、令和7（2025）年9月1日時点の人口（富山県人口移動調査人口）は37,433人となっています。令和8（2026）年3月策定予定の魚津市総合計画では将来人口を定めた基本構想を一部改訂することとし、将来人口について「令和12（2030）年には、36,000人程度、令和42（2060）年には、21,000人から24,000人程度まで減少する」という見通しを立てました。これは、本市においては出生数が大きく減少するとともに、進学・就職等で本市を離れた若者のUターン移動が少ないことなどが主な原因であると捉えております。

令和8年度から12年度までを計画期間とする第5次魚津市総合計画の後期基本計画では、引き続き、「市民の参画と協働」「持続可能なまちづくり」「魅力的な地域資源の活用」の3点を、まちづくりの土台となる分野横断的な視点と位置付け、各種施策に取り組んでいくこととしております。

こうした中、人口減少対策を最重要課題としながら、誰もが多様な価値観を尊重し、互いに支えあい、活躍することができる施策に、市民や企業、団体、他自治体など多様な主体と一層連携して取り組み、子ども達に誇ることができ、将来にわたって輝く「ふるさと魚津」の実現を「オール魚津」で目指してまいります。

これらを踏まえ、令和8年度に向けての行財政運営の指針となる「令和8年度魚津市行政経営方針」を以下に示します。

令和7年10月29日  
魚津市長 村椿 晃

## 1 重点的に取り組む項目

### (1) 重点施策

人口減少対策を最重要課題とし、第5次魚津市総合計画に掲げる施策を着実に進めるために重点的かつ優先的に取り組む施策を以下に示します。この施策は、第5次総合計画第12次基本計画で定めた重点施策を指します。

- ① 魅力あるしごとの創出と若者や女性にも働く場として選択されるまちの実現
- ② にぎわいの空間の創出と魚津への新しいひとの流れの創出
- ③ 安心・安全な暮らしを守り、子どもを地域全体で育てるまちの実現
- ④ 活力ある地域づくりとデジタル技術の活用等により持続可能なふるさと魚津の実現

### (2) 未来の暮らしを支える社会基盤の強化

人口減少社会に対応した社会基盤を強化するため、円滑に移動できる公共交通の構築や、様々な分野に顕在する地域課題の解決に向けた地域社会DXの推進により、安心して快適に暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

## 2 行財政改革の推進

第7次魚津市行財政改革大綱に掲げる基本方針「将来にわたり持続可能な自治体運営の実現」を目指し、次に掲げる計画等に基づく取組を確実に実施します。

### (1) 行財政改革集中プラン

市民満足度の向上をはじめ業務の効率化や健全な財政基盤の確立等に向けて、行財政改革集中プランに掲げる取組を着実に推進し、進捗状況等を広く公表します。

### (2) 中期財政計画

市民ニーズに的確かつ迅速に対応し、将来にわたって安定的に行政サービスを提供するため、計画的に行財政運営を進めます。

### (3) 定員管理計画

行政需要の高度化・複雑化が見込まれる中で、職員のワークライフバランスの実現に向けた取組を進めていく必要があることから、DXの推進等による業務効率化を図りながら、適切な定員管理を行います。

### (4) 公共施設再編方針

公共施設の再編は総量の抑制を前提とし、将来を見据え真に必要な施設の整備を進めるほか、未利用施設の除却や跡地の有効活用等を図ります。

## 3 予算編成方針

### (1) 基本的な考え方

少子高齢化の進行による社会保障関係費の増加や、物価高騰による財政負担の増加が見込まれる中、今後、老朽化に伴う公共施設の整備に多額の費用が必要になることが想定されるため、「魚津市中期財政計画」を踏まえ、継続的に事務事業の見直しや公共施設の再編などの行財政改革に努めながら、計画的に行財政運営を進めます。

また、多様化する市民ニーズや急速に変化する社会に的確かつ迅速に対応していくため、「重点的に取り組む項目」の実現に向けた取組に予算を重点配分します。

併せて、限られた人的・財政的資源を効果的かつ効率的に配分する観点から、新規・拡充事業の要求に当たっては、既存事業の見直しを一体的に行うなど、スクラップ・アンド・ビルドの一層の徹底を図るとともに、国や県の補助金等の活用や、市税等の収納率向上、企業版ふるさと納税など新たな財源の確保に努めます。

## （２）予算要求基準

予算要求基準は、次のとおりとします。

- ① 「重点施策」について、各種交付金等を活用しながら、その実現に向け具体的な効果が見込める取組（新規事業及び既存事業の拡充分に限る。）は、原則として既存事業の見直し分の２倍を要求枠とする。
- ② 「未来の暮らしを支える社会基盤の強化（未来特別枠）」について、その実現に向け具体的な効果が見込める取組（新規事業及び既存事業の拡充分に限る。）は、原則として既存事業の見直し分の２倍を要求枠とする。
- ③ 投資的経費のうち道路・河川などインフラ整備にかかる経費は、一般財源を前年度当初予算比±０％とする。その他の投資的経費は、国・県の予算編成、地方財政計画等を踏まえ、予算編成の過程で決定する。
- ④ 義務的経費は、決算額又は実績見込みを踏まえ必要額とする。
- ⑤ 経常的事務経費は、一般財源を前年度当初予算比±０％とする。
- ⑥ その他の経費（政策的経費）は、一般財源を前年度当初予算比１０％削減とする。
- ⑦ 負担金補助金のうち奨励的な補助金は、事業開始から最長３年で原則廃止とし、一般財源を前年度当初予算比±０％とする。その他の負担金補助金は、決算額又は実績見込みを踏まえ必要額とする。